平成２４年（フ）第１０２８号
さいたま市南区曲本４丁目２番18―203号
債務者　倉持　敏一
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４３４号
埼玉県川越市かすみ野２丁目１番地27
債務者　松本　良一
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５３号
埼玉県坂戸市大字北峰121番地11
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４７８号
埼玉県川越市大字笠幡156番地282　フラワリー霞ヶ関１―506号室
債務者　本名　友紀（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４８１号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東１丁目44番地５アパートメントカメリア201号、前住所埼玉県入間郡越生町大字上野34番地１　サンハイツ小川103
債務者　西島　　諭
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４８９号
埼玉県川越市大字砂959番地１
債務者　小河原志津子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２５０号
埼玉県本庄市宮戸332番地
債務者　松橋　博文
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２５１号
埼玉県本庄市宮戸332番地
債務者　松橋くに子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２８２号
静岡県沼津市下香貫牛臥3004番地の２　コーストヴィラ牛臥302
債務者　木村　　貢
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２６号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目１番地１　押草団地101棟207号
債務者　加藤　陽子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０６５号
愛知県海部郡蟹江町錦２丁目152番地　豊マンション701号、従前の住所愛知県津島市金柳町字北脇205番地　ニューコーポ金柳二番館1107号
債務者　近藤　徳光
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３３８号
愛知県春日井市上条町６丁目111番地１　シティ・オーク４Ｂ号
債務者　西尾　龍彦
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３３９号
愛知県春日井市上条町６丁目111番地１　シティ・オーク４Ｂ号
債務者　西尾由美子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３４０号
愛知県春日井市上条町６丁目111番地１　シティ・オーク４Ｂ号
債務者　西尾真奈美
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３号
北海道伊達市末永町70番地３
債務者　大関　理恵
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
北海道登別市鷲別町３丁目13番地３　開発局職員宿舎Ａ棟201
債務者　門馬　清明
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４１７号
神奈川県南足柄市和田河原407番地５　セレーノ204
債務者　森本　和美
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部